

厚生労働大臣が定める者等

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百五十四号)

障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める者等

- 一 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)別表指定旧法施設支援単位数表(以下「指定旧法施設支援単位数表」という。)の第1の10の注、第2の12の注、第3の9の注、第4の11の注及び第5の11の注の厚生労働大臣が定める療養食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎^{じん}臓病食、肝臓病食、胃潰瘍^{かいよう}食、貧血食、脾^{すい}臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

- 二 指定旧法施設支援単位数表の第2の1の旧身体障害者療護施設支援費の注5の厚生労働大臣が定める基準は、次のイからへまでに掲げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。

- イ 自力での移動が不可能であること。
- ロ 意味のある発語を欠くこと。
- ハ 意思疎通を欠くこと。
- ニ 視覚による認識を欠くこと。
- ホ 原始的なそしゃく、嚙^{えん}下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること。
- へ 排せつ失禁状態であること。

- 三 指定旧法施設支援単位数表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する知的障害者

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると市町村が認めた者

行動障害の内容	一点	三点	五点
---------	----	----	----

ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
激しいこだわり	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
激しい器物破損	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
睡眠障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	一日中	絶えず
パニックへの対応が困難			困難
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難

四 指定旧法施設支援単位数表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからホまでに掲げるいずれにも該当する場合

- イ 旧指定知的障害者入所更生施設(指定旧法施設支援単位数表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費の注1に規定する旧指定知的障害者入所更生施設をいう。以下同じ。)の職務に月に一回以上従事する知的障害者の診療に相当の経験を有する医師を一名以上配置していること。
- ロ 障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号)による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「指定基準」という。)第四条第一項及び第五項に定める生活支援員の員数に加えて、常勤の生活支援員を二名(前号の規定に該当する者(以下この号において「加算対象者」という。))の数が四を超える旧指定知的障害者入所更生施設

にあつては、二名に加算対象者の数が四を超えて二又はその端数を増すごとに一名を加えて得た数)以上配置していること。

ハ 心理療法を担当する職員を一名以上配置していること。

ニ 加算対象者の居室は、原則として個室とすること。

ホ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。

五 指定旧法施設支援単位数表の第4の5の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイから八までに掲げるいずれにも該当する場合

イ 指定基準第四条第一項及び第五項に定める生活支援員の員数に加えて、自活訓練(指定旧法施設支援単位数表の第4の5の自活訓練加算の注1に規定する自活訓練をいう。以下同じ。)の職務に従事する生活支援員を常勤換算方法(指定基準第二条第十号に規定する常勤換算方法をいう。)で一名以上配置していること。

ロ 原則として、当該旧指定知的障害者入所更生施設と同一の敷地内に、自活訓練を実施するための独立した建物を確保していること。

ハ 自活訓練加算の対象となる者(次号において「加算対象者」という。)の居室は、次に掲げる基準に適合していること。

(1) 原則として個室とすること。

(2) 通常の居宅生活に必要な設備を設けていること。

六 指定旧法施設支援単位数表の第4の5の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 六月間の自活訓練計画(個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画をいう。以下同じ。)を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

ロ 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象者の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。

ハ 自活訓練計画の作成又は見直しに当たって、加算対象者に対し、当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ニ 個人ごとの訓練記録を作成すること。

ホ 加算対象者の退所後の住居の確保に努めること。

へ 加算対象者の家族、事業主及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算対象者が退所後円滑に就労できるよう努めること。

ト 自活訓練の開始後二年以上を経過した旧指定知的障害者入所更生施設にあっては、過去二年間において自活訓練を受けた入所者のうち、一人以上が退所していること。

七 指定旧法施設支援単位数表の第5の5の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「第四条第一項及び第五項」とあるのは、「第四十五条第一項及び第五項」と読み替えるものとする。

八 指定旧法施設支援単位数表の第5の5の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練

第五号の規定を準用する。

改正文（平成二十一年三月三〇日厚生労働省告示第一七一号）抄
平成二十一年四月一日から適用する。